

## 京都府における 補装具費支給制度と申請の流れ ～重度障害者用意思伝達装置について～



令和4年9月3日  
京都府健康福祉部  
家庭支援総合センター  
理学療法士 大西 武史

1

## 補装具作成方法（支給制度） について

障害者手帳

2

## 身体障害者更生相談所を ご存知でしょうか？



3

## 身体障害者更生相談所とは

1 身体障害者本人等からの相談に応じ、**補装具**に関する専門的な指導、**判定業務**、処方および適合、業者指導などを行う行政機関

1 設置主体は都道府県、政令指定都市

1 **身体障害者手帳**所持者、**難病**の方が対象

身体障害者更生相談所の設置及び運営について(厚労省)  
[https://www.mhlw.go.jp/web/\\_ldoc?dataId=00ta8807&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/_ldoc?dataId=00ta8807&dataType=1&pageNo=1)

※iPhoneはカメラでQRコードを写すとサイトに移動  
※Androidは各種QRコードアプリを使用



4

## 近畿の身体障害者更生相談所

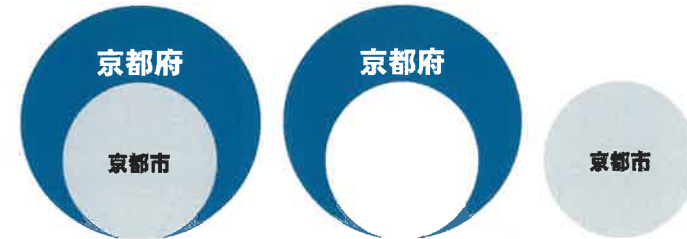
### 府県

- 1 京都府家庭支援総合センター
- 1 大阪府障がい自立相談支援センター
- 1 兵庫県立身体障害者更生相談所
- 1 奈良県身体障害者更生相談所
- 1 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- 1 三重県障害者相談支援センター
- 1 滋賀県身体障害者更生相談所

### 政令指定都市

- 1 京都市地域リハビリテーション推進センター
- 1 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター
- 1 堺市障害者更生相談所
- 1 神戸市障害者更生相談所

## 対応エリア



政令指定都市がある府県はその  
**市を除く**全域となる

6

## 対応相談所

**住民票**によって決定される。

例) 宇治市、亀岡市、舞鶴市等  
京都府家庭支援総合センター

例) 京都市  
京都市地域リハビリテーション推進センター

7

## 補装具の種類

- 1 義肢（義手、義足）
- 1 装具（下肢、靴型、体幹、上肢）
- 1 座位保持装置
- 1 車椅子、電動車椅子
- 1 **重度障害者用意思伝達装置**



- その他  
盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、歩行器、歩行補助杖
- 障害児限定  
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

種類の詳細

[https://www.prefshimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/sintai\\_syougaisya/hosougusyomoku.html](https://www.prefshimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/sintai_syougaisya/hosougusyomoku.html)



## 重度障害者用意思伝達装置

(以下、重度意思伝)

- 伝の心
- オペレートナビシリーズ
- OriHime eye + Switch
- Miyasuku EyeConSW
- TCスキャン
- 話想
- マイトビー (特例補装具)
- MCTOSシリーズ等

9

## 注意

### 携帯用会話補助装置

これは補装具に該当しない!

(日常生活用具に該当)

※判定は市町村が行う



例) ボイスキャリーベチャラ



10

## 重度意思伝交付の流れ

11

## 注意

今回は**重度障害者用意思伝達装置**の制度説明  
であり、他の補装具は流れが違います



12

## 注意

- 1 各更生相談所とも**基本指針は同じ**であるが、**詳細な部分で異なる**事もある
- 1 今回は**京都府**の制度説明であり、京都市の方は制度が少し違う可能性があるので注意



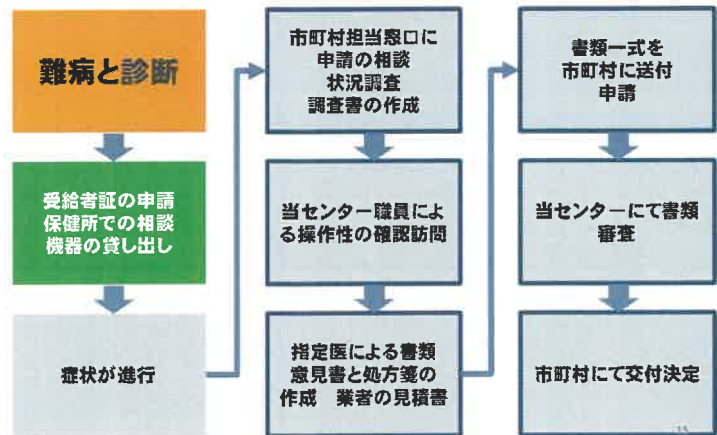
13

## 注意

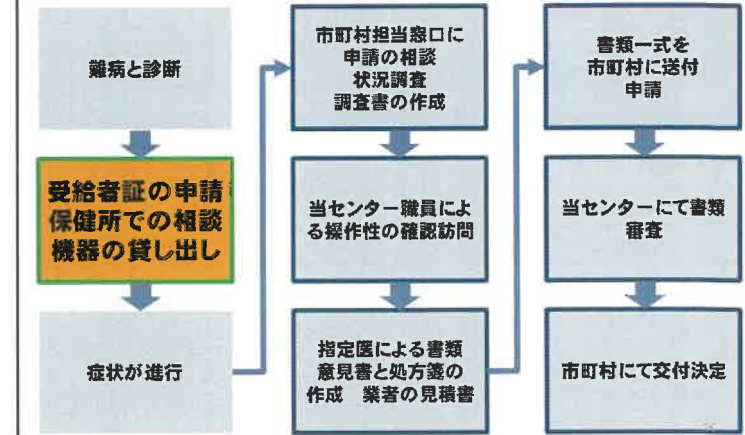
- 全体の流れを図示していますが、2つの制度が混在しています。
- 緑色で表記している部分に関しては**在宅難病患者等療養生活用機器貸出事業**であり、補装具の制度とは違います。

14

## 全体の流れ（難病の場合）



## 全体の流れ（難病の場合）



## 保健所での相談や申請

受給者証等の申請

保健所の担当者から状況に応じて  
在宅難病患者等療養生活用機器貸出  
事業の説明 (重度障害者用意思伝達装置等)



申請により保健所担当者に情報が伝わり、  
以後、連携が可能となります

17

## 在宅難病患者等療養生活用機器貸出

- (1) 携帯用会話補助装置
- (2) 重度障害者用意思伝達装置等

※事業目的は、利用者のニーズに合う機器の購入（導入）  
前に試用し評価すること。  
※貸出期間は対象者の状況・目的に応じて決定する。  
(原則、最長2ヶ月以内)

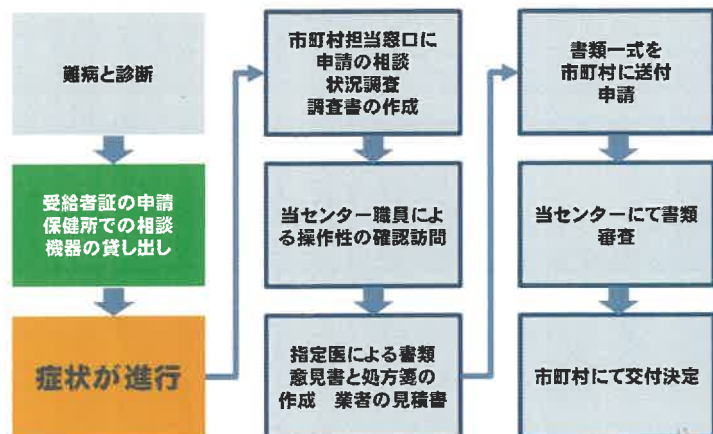


京都府  
<https://www.pref.kyoto.jp/n/nbyou/1217811259423.html>



18

## 全体の流れ (難病の場合)



## 貸出事業利用の適切な時期は？

- 早すぎると適切な機種、スイッチ選択が難しくなる (症状が変化するため)
- 遅すぎると練習が難しく、機器のシステム理解が難しくなる

特にスイッチの選択が難しい！





## 貸出事業利用の適切な時期は？

### 適切な時期

1～2ヶ月後に意思伝達が困難になってきており、操作が問題なく行える時期

※進行が早いと適切な時期が予想困難である為、**基本的には早め**の対応が望ましい



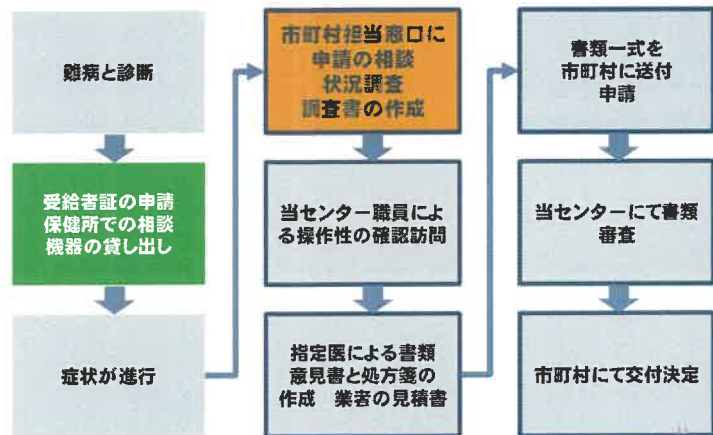
## 貸出機器の選択（重度意思伝）

- 伝の心
- TCスキャン
- miyasukuEyeConSW
- OriHime eye + Switch

保健所担当者、医療関係者等と相談し  
最適な機器を選択

22

## 全体の流れ（難病の場合）



## 申請のタイミング

どの程度の障害状況になると、  
申請を行うのか？



24

## 支給対象者（国の考え）

**原則**として、下記のとおり【補装具費支給事務取扱指針】

### 身体障害者手帳所持者

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度意思伝達装置がなければ意思の伝達が困難な者

### 難病患者

音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

※意思伝達装置の操作が可能な者

## 支給対象に係る留意事項①

【補装具費支給事務取扱指針別表 注意書】

取扱指針は、あくまでも対象者の例。支給の判断に当たっては、**個別の身体状況**や生活環境等を十分に考慮すること

難病患者等は、症状が**日内変動**する者もいるため、**症状がより重度である状態**を持って判断すること

26

## 支給対象に係る留意事項②

難病患者等で**進行性**の疾患の場合、いずれの状態にも合致しにくい場合がある。その場合には、指定難病であること、

**近い将来上記のような状態になること**について、補装具費支給**意見書**において**医師の診断**が明確であるような場合は、

申請者の身体状況等をよく検討の上、**支給の対象として差し支えない。**



※厚労省自立支援振興室Q & A（抜粋）

## 市町村への申請相談

申請の相談後、市町村担当者は聞き取りや自宅訪問を行い、当センターへ提出するための調査所を作成

※市町村連絡先は別添資料を参照



## 調査書の確認

当センターにて調査書の確認

確認事項

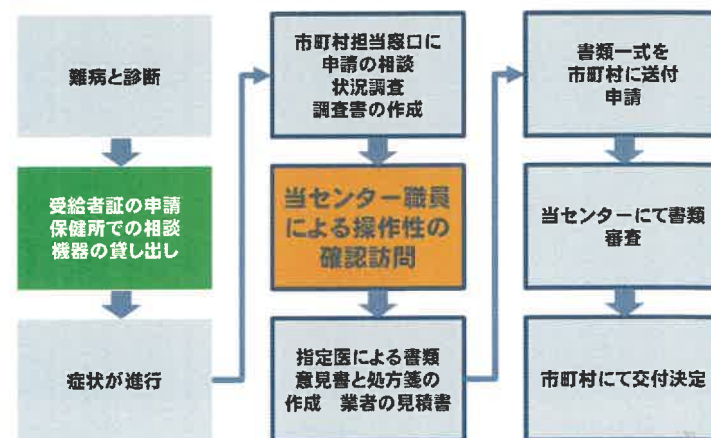
- ・ 指定難病か
- ・ 手帳所持しているか
- ・ 医療関係者が機器の評価をしているか
- ・ 家族が機器の管理をできるか
- ・ 貸出の機器で操作が可能であったか
- ・ 等々



国の条件から大きく外れていないか、機器は適切か等の確認を行っている

29

## 全体の流れ（難病の場合）



## 操作性確認

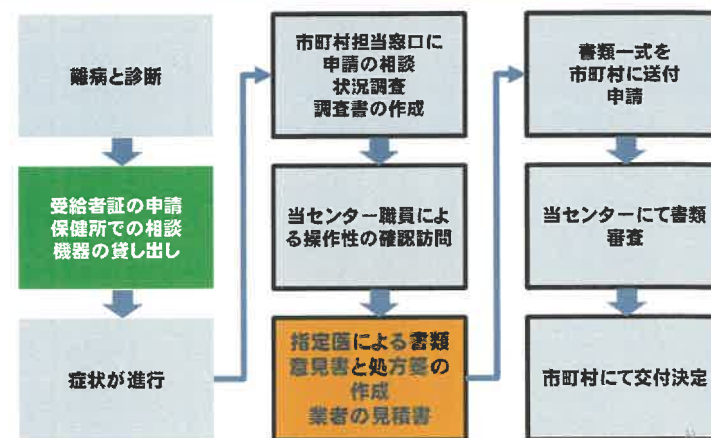
- ・ 適切な機器（本体）か
- ・ 残存筋力の確認
- ・ 適切なスイッチか
- ・ スイッチは適切な場所にあるか
- ・ スイッチの操作が可能か
- ・ 機器のシステム理解をできているか

※実際に自分の名前を入力する等の操作確認を行います

※スイッチが適切ではない、スイッチの場所が悪いことが時折あります

31

## 全体の流れ（難病の場合）





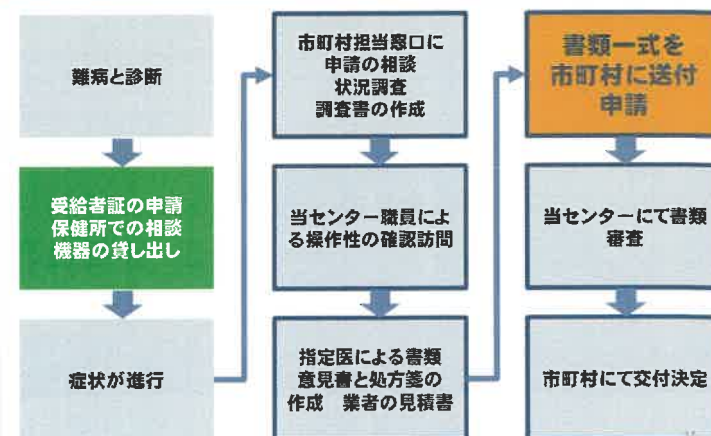
## 意見書作成可能医師

1. 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医であって、所属学会認定の専門医である。
2. 指定自立支援医療機関の医師であって、所属学会認定の専門医である。
3. 難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に基づく指定医である。

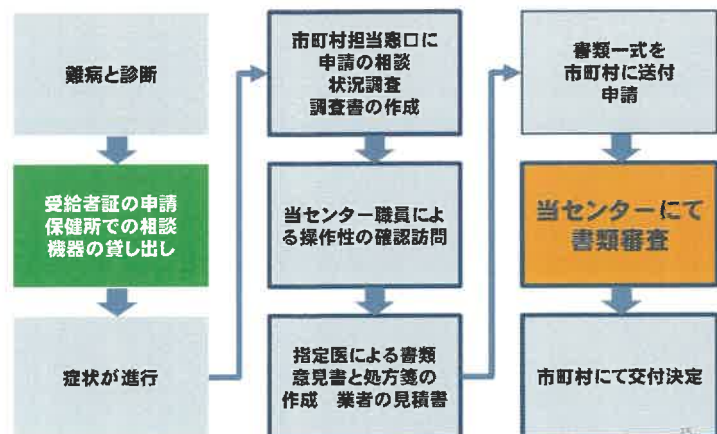
※作成可能医師がない場合は、相談可能です

33

## 全体の流れ（難病の場合）



## 全体の流れ（難病の場合）

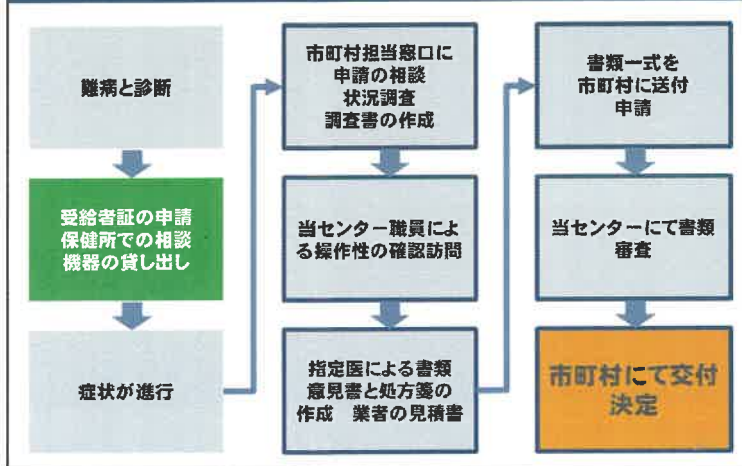


## 書類審査

- 内容に不備がないか
- 見積書の価格が適正か



## 全体の流れ（難病の場合）



## 判定にかかる日数（過去の平均）

- 意見書日から判定依頼：16日  
（市町村での文書処理日数）

- 判定依頼日から判定書：14日  
（京都府での文書処理日数）

土日、郵送にかかる日数を含んでいるため、  
実際には1週間程度での判定となります

38

## 修理について（耐用年数）

意思伝の耐用年数は**5年**

- 通常の使用において補装具が修理不能となるまでの**予想年数**
- 障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、**再支給の際には実情に沿うよう**十分配慮してよい
- スイッチ**においては、身体状況の変化に応じて適切な修理交換を行う

39

## 交付決定件数

- 平成28年度 7件
- 平成29年度 8件
- 平成30年度 8件
- 令和元年度 6件
- 令和2年度 7件
- 令和3年度 2件

※相談自体は15件程度あるが、体調の悪化等によりキャンセルになることが多い

40

## よくある質問

Q：どのタイミングで申請が可能となるのか？

A：個別性が強いので一概には言えないため、悩む場合は相談機関に連絡。進行速度が速い場合は、できる限り早急に。

41

## よくある質問

Q：余命が短いと言われましたが、申請してよいのか？

A：予測でしかないため、意見書作成医師が必要と認めた場合は交付可能である

42

## 参考資料

43

## 意思伝ガイドブック

- 本編

[http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden\\_h25-1of2.pdf](http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-1of2.pdf)

本編



- 参考資料編

[http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden\\_h25-2of2.pdf](http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-2of2.pdf)

参考資料編



- 改訂分抜粋

<http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/gl-h30-syuusei.pdf>

改訂分抜粋



## ALS患者に対するコミュニケーション機器導入支援ガイドブックPDF

- かなり専門的な内容になっておりますが、体系立てて書かれています。（特に支援に関わる医療職の方にお勧めです）

<http://als-chiba.org/p-f/ref/ca-guidebook.pdf>



45

## 補装具費支給事務ガイドブック

- 1 補装具費支給制度について、詳細な説明や事例が記載されています（全250ページ）

[http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook\\_180411.pdf](http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook_180411.pdf)

※サイズ9 MBのため、スマホでの閲覧は注意



45

## 困ったときは

判断に悩む場合は、各相談所に相談するのが確実です。

1 京都府家庭支援総合センター  
（京都市を除く京都府域）  
075-531-9608

1 京都市地域リハビリテーション推進センター  
（京都市内を担当）  
075-823-1650

47